

会 議 録		令和 4 年 7 月 3 日 作成	令和 8 年 3 月 末 日 廃 棄
会議名	京都府宮津警察署協議会（令和 4 年度第 1 回）		
開催日	令和 4 年 6 月 30 日（木曜日）		
時 間	午後 2 時から午後 3 時 30 分までの間（90 分）		
場 所	京都府宮津警察署 講堂		
出席者	山下会長、一井委員、日高委員、青木委員、細見委員、矢野委員 今井委員 （欠席 川崎副会長、松田委員） <span style="float: right;">計 7 人</span>		
	署長、副署長、会計課長、警務課長、地域課長、刑事課長、交通課長、 警備課長、広聴相談係長 <span style="float: right;">計 9 人</span>		
諮 問 事 項	交通死亡事故発生に伴う諸対策について		
会 議 内 容	1 会長挨拶 <span style="float: right;">司会 副署長</span> 2 署長挨拶 3 署員紹介 4 協議		
	(1) 諮問事項説明 <span style="float: right;">司会 会長</span> 交通死亡事故発生に伴う諸対策について～交通課長 ・ 交通事故発生状況について ・ 交通死亡事故発生概要について ・ 交通事故発生による緊急の対策について <b>【委員】</b> 今回の交通死亡事故はトンネル内で発生しており、いまだにトンネル内を無灯火で通行する車両は多い。亡くなった方を個人的に存じ上げていたこともあり、事故車両がライトを付けていたか気になるところである。 事故後、トンネルについては入口に看板を設置し、注意喚起をする等改善がされたが、その後もシニアカーによる事故も発生しており、シニアカーのルールを知らない人が多いのではないかと感じる。利用者を見ても右を走ったり左を走ったり様々で、ドライバーは田舎道と		

会 議  
内 容

ということで避けて通っており、自動車運転の経験がない人、バイクしか乗ったことがない人には指導が必要だと思う。

【委員】福祉関係者の立場で申し上げますと、シニアカーは「セニアカー」とも呼ばれており、自費購入の方は指導を受けておられないかもしれない。レンタルを利用される場合、業者が利用者に必要な指導をし、乗れるかどうかの判断をしている。運転ルールが守られていない利用をされている方は自費購入の方ではないか。セニアカーは車いすと同じ基準なので右走行が基本である。利用者のお住まいの環境により左側を通行する場合もあると思う。

【警察】シニアカーの利用者に対して、各種交通教室への参加を積極的に呼びかけ、交通指導を行う。

【委員】トンネル内の話が出ていたが、最近はハイビームが良いという事もあり、ハイビームのまま走っている車が多い。相手にハイビームだと知らせるとトラブルになる可能性もあるので、実際はそれを避けながら通るわけだが、年齢が高くなると対応がしづらい。一瞬、何も見えなくなると感じることもあり、ハイビームの奨励はあるがトンネル内ではやめていただきたい。

事故の危険性については、宮津市の浜町交差点を東進右折する際、横断歩行者の数も多く、信号が赤に変わりかけの時に慌てて渡る人もいる。私は歩行者が渡り終わるのを待っているが、場合によっては急停車して、後続車が追突する事故もあるように思う。

【委員】浜町交差点は、西進右折が禁止されている。特に観光客の人が違反することが多いと思うが、進行方向右手に商業施設が見えた瞬間、急に曲がるのが原因であり、何か対策が必要である。

【警察】浜町交差点の西進右折は禁止となっている。これは道路の幅員が狭く右折だまりがないためである。仮に右折可能とした場合、直進車が止まってしまうので規制している。公安委員会の標識も道路管理者の案内標識も適正に設置されており、標識等を良く確認の上、通行していただきたい。

【委員】交通事故防止について、夕方、宮津市の須津交差点付近でシルバーカーを押した高齢者を見て驚くことがある。同じように黒い学生服を着た生徒も見えにくいので、反射材の着用を指導していただきたい。

【委員】地元の者ではないかもしれないが、大型バイクによる暴走も散見されるので、引き続き対応をお願いしたい。

(2) その他

【委員】地区の公民館などに警察から依頼されたポスターなどを掲出しており、順次入れ替えているが、他所においても、同じように貼り出され

ているのか。

【警察】交番や駐在所の勤務員が、公民館などにおいて貼り出している。

事件等が発生すれば「交番速報」で住民の皆さんにお知らせしており、警察官募集などのポスター等についても貼らせていただいている。

【委員】警察からの広報は、毎月、交番・駐在所の勤務員が作成したビラ等を各戸に配布していただいている。

【警察】各戸に配布しているのは、交番等の勤務員が作成している新聞のような物と思うが、これは「ミニ広報紙」と呼ばれるもので、その時々  
の情勢に応じて作成し、皆さんにお届けしている。

【委員】私の居住地区では、駐在所の警察官が各戸を回り、注意すべき事  
が発生すればすぐに知らせてくれる。

過去には回覧板を回していた時もあったが、以前より情報が入りやす  
くなったし、交番の掲示板にも早く出るようになり、一人一人に話  
しかける方法は良いと思う。

【警察】管内で発生する事件や事故のキーワードとなるのが高齢者の皆  
さんの安全をいかに守っていくかということである。そこで何か良い方  
法がないかと署員が知恵を絞った結果、やはり一人一人に語りかけて  
いく方法しかないのかなという思いもあり、高齢者が集まるところへ  
警察官が出向いてお話させていただく等している。管内の実情に即した  
良い方法があれば教えていただきたい。

#### 5 事務連絡

令和4年度第2回宮津警察署協議会は、令和4年9月中旬に実施予定で  
ある。

以上

会 議  
内 容

## 第1回京都府宮津警察署協議会の開催状況

